# 平成28年度 第1回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ 会議録

平成28年6月2日(木)

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ

# 平成28年度 第1回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ

# 会議録

#### 1 日時

平成28年6月2日(木) 午後2時30分から午後5時10分まで

## 2 場所

愛知県自治センター6階 602・603会議室

## 3 出席者

岩間構成員、岡田構成員、亀井構成員、木村構成員、黒田構成員、髙橋座長、西尾構成員、 服部構成員、牧野構成員、宮川構成員、山本構成員

(事務局)

障害福祉課長 ほか

## 4 開会

ただ今から平成28年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催させていただきます。

開催にあたりまして、植羅障害福祉課長から御挨拶申し上げます。

## 5 課長挨拶(植羅課長)

皆様、こんにちは。愛知県の障害福祉課長の植羅でございます。

皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害福祉行政に多大なる御理解、御協力を賜っておりまして、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

さて、本ワーキンググループは、現在仮称ではございますが、「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例」の内容について御検討いただくための組織として、先月12日開催の愛知県障害者施策審議会で御承認を賜り、審議会の下に設置したものでございます。

本ワーキンググループは本日と、今月23日、そして来月14日の3回を予定しておりまして、 短期間で集中的な御検討をお願いすることとなりますので御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、意思疎通の現状と課題について、認識を共有していただくことと併せまして、条例の基本的な事項に対して御意見をいただきたいと存じます。

構成員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

また、座長をお願いしております髙橋先生におかれましては、議事の進行に何卒御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い いたします。

# 6 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領及び本ワーキンググループの 傍聴に関する要領により、公開としております。

5月19日(木)から県のホームページで、ワーキンググループの開催のお知らせをしており、 本日の傍聴は2名でございます。

傍聴の方にお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、 お願いいたします。

## 7 資料確認

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、A4判で、会議の次第、出席者名簿、配席図でございます。続いて、A3判で、資料1が 1枚、資料2が1枚、A4判で、資料3が1枚、A3判で、資料4が3枚、資料5が1枚、参考資料1から3が各1枚となっております。以上の資料の他、追加資料1がA4判で14枚、追加資料2がA4判で2枚となっております。

不足等がございましたら、お申し出ください。

なお、本会議では、手話通訳、要約筆記、通訳・介助の方に御協力を頂きながら進行してまいります。各委員におかれましては、机上配布の「委員の皆様へのお願い」のとおり、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、御発言前に、団体名と名前をよろしくお願いします。また、御発言につきましては、ゆっくりと大きな声で御発言していただき、終わりましたら、「以上です。」と伝えていただきますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領第2条に基づき、座長である髙橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

# 8 座長挨拶

皆様、こんにちは。

ただいま、御紹介いただきました豊田市にあります豊田市福祉事業団の理事長、そして、愛知県 障害者施策審議会の会長を務めております髙橋と申します。

このワーキンググループの座長を務めることになりました。よろしくお願いします。

本日は、お忙しい中、ワーキンググループに御出席いただきまして、ありがとうございます。

本ワーキンググループは、「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例(仮称)」 について検討を行うため、設置されたものであります。障害の有無にかかわらず、相互の理解を深め、共生社会を実現していくために、大変重要な役割を担っているものと考えております。

既に、これに関係した条例は、6都道府県、41市町村が制定をしております。愛知県のこの検討は、7都道府県目になるかと思いますが、私の好きな言葉に、「あとのものが先になり、先のもの

があとになる」という言葉があります。先行自治体の前例を活かして、限られた時間ではありますが、皆様のお力を借りながら、最も優れた条例を目指していきたいと考えております。

さて、本日は第1回の会議であります。

検討事項について理解を深めていただくため、委員の皆様方におかれましては、言葉や内容について、お分かりになりにくい時やもう少しゆっくり話してもらいたい時などは、御遠慮せず、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思います。

限られた時間ではありますが、会議が充実したものとなりますよう皆様の御協力をお願いして、 私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

# 9 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいりますが、本日の会議の終了時刻は、16時30分を予定しておりますので、御協力よろしくお願いします。

それでは、議題に入ります前に、このワーキンググループについて事務局から説明をお願いします。

# 10 ワーキンググループについて

# 岡田主査

私から、資料1について御説明いたします。

資料1「愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領」でございます。

目的については、手話その他の意思疎通のための手段の普及に関する県の理念を示し、施策の大枠を定める条例の制定に関し検討を行うものであります。

次に、構成については、ワーキンググループは右に記載されている者をもって構成とし、愛知県 障害者施策審議会の会長がワーキンググループの会務を総理し、座長となります。

次に、運営についてです。このワーキンググループの設置は、平成29年3月31日までとします。

ワーキンググループは、原則公開となります。

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループの構成員は14名でございます。

後ほど、自己紹介をしていただきますので、この場では、お名前を読み上げることはいたしません。

検討のスケジュールでございます。本日が、第1回目のワーキンググループでして、第2回目が 6月23日、第3回目が7月14日を予定しております。

このワーキンググループで、条例の要綱案を取りまとめていただき、7月28日開催予定の愛知 県障害者施策審議会で承認を得ることを考えております。以上です。

#### 11 委員の自己紹介

### 髙橋座長

ありがとうございました。

次に、本日は第1回目の会議になります。まずは、お互いを理解するのが大事だと思います。お 互いというのは、委員の顔とお名前だけでなく、どういった立場なのか、どういったことを議題で 取り上げたいのかなどを理解し合うのが大切だと思いますので、自己紹介と意思疎通の現状と課題 について、順に御発言いただきたいと思います。

まず、私から見て左側、岩間様から順番にお願いしたいと思います。そして、木村様のところまでいかれましたら、右側手前の黒田様から順番にお願いします。

各委員の発言要旨については、事前にまとめていただきたいとお願いしました。それをまとめた 追加資料がお手元にあるかと思います。御発言に合わせて、それも御確認いただきたいと思います。 それでは、岩間様からよろしくお願いします。

# 岩間構成員

名古屋ライトハウス光和寮、岩間と申します。

私は、視覚障害者支援室で、視覚障害者の方に対して、情報提供や相談を普段行っております。 私自身も26歳の時に、中途失明しまして、今は44歳です。中心が全く見えなくて、周りが若 干見える状態です。文字は、点字を使用しております。

それでは、意思疎通の現状と課題について、提出させていただいたものの説明をさせていただきます。

会議・講演などのイベントの資料についてですが、視覚障害の参加者に応じた点字版・拡大版などの資料の準備がされていないことがあります。普通の墨字・活字版はありますが、点字版についてはなかなか準備されておらず、会議に出席しても要旨や概要が分からず、そのまま進んでしまうことがありますので、この準備をしていただきたいと思います。

次に、会議等で発言が求められる場合は、事前に点字版・音声版などを準備していただきたいと 思います。

次に、受付窓口においてです。視覚障害者は、なかなか文字を書くことが難しいですので、代筆、 代読のサポートをしていただきたい。

次に、窓口も含めて施設内のガイド(手引き)や移動した時の説明をしていただきたい。

次に、資料の点字・音声版・拡大版の準備をしていただきたい。

次に、視覚障害者は、なかなか情報を得ることが難しいので、ホームページによる情報収集をするためにアクセシビリティが必要です。視覚障害者は音声ソフトを使ってパソコンを操作し情報を得るため、図・表などはテキストデータによる説明文を入れていただきたいことを挙げさせていただきました。

あと、ここには記載しておりませんが、地下鉄市役所駅の改札を出たところで、座長の髙橋先生が自然な形で声をかけていただきまして、とても嬉しい出来事でした。視覚障害者は、周りの状況が分からないので、声をかけていただけるととても安心しますので、紹介させていただきました。 以上です。

# 西尾構成員

日本ALS協会の西尾と申します。

私は、このALS協会で東海ブロックの理事をしており、愛知県支部では事務局長補佐という立

場でございます。15年前に、母がこの病気で他界して、それ以降、ボランティア活動を現在まで 続けております。

ALSの代表的な患者さんとしましては、イギリスのホーキング博士であります。また、アメリカでは、プロ野球選手のルー・ゲーリッグ氏がおりますので、アメリカではゲーリッグ病と呼ばれております。日本では、学習院大学の教授でありました篠沢秀夫さんや徳洲会病院の徳田虎雄さんが有名な方です。

ALSは体の筋肉が次第に衰えていって、最後は眼球の動きでコミュニケーションをとりますが、脳はどんどん活性化していく方が多いです。痛みや痺れ、そういったものが体に残り、外部とのコミュニケーションがとりづらいのが厄介でございます。外部に全く自分の意思が伝えられないロックドインステイトという状態が一番怖くて、終末期には患者様の2割ぐらいに発生します。

では、提出しました資料について、簡単に御説明いたします。

平成28年5月10日の衆議院厚生労働委員会の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案」の審議に、私どもの岡部副会長が意見陳述の予定でございました。ところが、岡部は、コミュニケーションに時間がかかるということで、与党側の反対に遭い、健常者である理事が代わって発言したというのが最近新聞で報道されています。

やはり、患者なくして法律ができるということは、我々としては、異議を唱えまして、後日、岡 部が参考人として厚生労働委員会で発言をいたしました。

ALS患者は、脳はしっかりしているので、コミュニケーションの手段だけしっかりしていれば、外部とのやりとりができるので、そこのところをなるべく御理解いただきたいと思っております。特に、入院時のヘルパーが付けば、病院でも受け入れてくれるところが多々ありますので、そのような制度は、厚労省で認められておりますが、愛知県内での運営をお願いしたく、ずっと私どもは唱えているところでございます。

コミュニケーションにつきましては、本日の資料でも示していただいておりますが、視線入力装置というものが有効でございます。目の瞬きなどで表すような装置でございます。そういったものを活用しながら、日夜頑張っているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

# 牧野構成員

愛知県知的障害者育成会の副会長をしております牧野と申します。

副会長といっても、1年生でございますが、色々経験してきたことがございます。

知的障害者ですと、私の場合では、自分の子供と40年ほど付き合っております。その間、障害者施設というのが相当に整備されてきました。今では、グループホームなどの地域的な集合住宅というものは大分できてきまして、環境は良くなりました。しかし、1つ気になるのは、障害者を受け入れる器というのが、経済的に合うようにNPOなどに変わってきています。それに関して、根本的に誰のために施設があるのかということを考えてきました。

今回、ここに出席しまして、まだ先かもしれませんが、障害者同士がお互いに理解しないといけない時代がそろそろ来るのかなと感じて、資料をまとめてみました。

まず、体験1ですが、大村知事が国会議員だった頃、地元の発表会によく来ていただきました。 クリスマス会、ひなまつり会には来賓としてお招きをしまして挨拶をしていただきました。その挨 拶の時に手話で挨拶をしていただきました。ほとんどの方が分からないということで、その後、 ロ頭で説明がありました。

次に、体験2ですが、地元社会福祉協議会の二団体(身体・知的)合同総会では要約筆記と手話による支援がありました。手話通訳も要約筆記も支援者が集まらないということがありましたが、なんとか2名ずつ確保できました。4月30日の総会も、要約筆記はOHPを使い記録していただき、手話は2名の方が交替しながら通訳していただきました。

私には手話は分かりませんが、必要性を感じています。今後、勉強して、理解が進むよう頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

## 山本構成員

愛盲連半田地区の盲人部の会長をしております山本と申します。

こういった席に出席するのは初めてでして、会長から出席してほしい旨の要請をいただきまして、 今回、出席させていただくことになりました。

今回の意思疎通の現状と課題ということで、書類が家に送られてきましたが、正直、私にしてみたら、あまりに漠然としていて、どう答えたら良いか分かりませんでした。

それで地元の会員の皆様に御意見をいただきましたので、半田市内における現状を少し書かせていただきました。

半田市内におきましては、市議会だより、社協だよりなどの多くのサービスは、テープ又はCD により視覚障害の方に配付していただいております。

ただ、この配付については、団体が把握している方で希望する方のみとなっておりまして、全体の3分の1程度の方にしか届いておりません。

ですが、確かに要望がなければお届けすることはできませんので、現在でも十分に満足しているかと思います。

そして、インターネットの普及によって、録音図書についても日本点字図書館を通じて、たくさん聞くことができています。これについても、今のところは十分に満足しているかと思います。

ただ、1つ問題なのは、日常生活用具の耐用年数については再度検討していただければ嬉しいという声があります。

課題につきましては、ここには移動介助というものを書かせていただきました。金融機関や公共 機関に外出する時は、今までなかなかやってくれませんでした。しかし、最近は理解が進んできま して、外出についても少しずつ認めていただけてきました。

これは、個人的な話ですが、私が先日銀行に行った時に、書けないということを言いますと、銀行の課長が立会人となって、同伴者の代筆も可能になってきました。併せて、全盲の方がお一人で行かれた場合でも、公共施設においては、代筆を認めていただきたいと思います。

視覚障害者は、耳で聞くことや話すことは十分にできます。しかし、その場所に行くための移動がなかなかできません。今では移動介助という時間がありますが、この時間内に十分にできているかというと、やはりもう少しこの時間の延長を考えていただきたいと思います。

ただし、この意思疎通支援に移動介助が含まれるかどうかは、私は分かりません。しかし、一人で外に出られなければ、意思の疎通はできないので、この移動介助というのを考えていただきたいと思います。以上です。

## 木村構成員

愛知盲ろう者友の会の代表を務めております木村と申します。女性です。

私は45歳の時に、全盲、難聴という2つの障害を持つことになりましたので、言葉は正常に発 声ができます。ですが、高度難聴ですので、皆様の声を、マイクを通じてでなければ聞き取れない ので、私の右側に音声通訳者2名をお願いして、同時通訳をしております。そのために、皆様のお 耳に触ることと思いますが、御容赦願います。

まず、1つお願いなのですが、県から私個人のパソコンにデータが届きますが、データが開けないです。そのため、あいち聴覚障害者センターでデータを開いてもらって、ワードで送ってもらうなどをしていますので、その辺りについて、どうぞ御配慮をお願いします。

音声ソフトで聞いていると、開けないデータが多々あります。ワードかテキスト版でなければ開けない場合が多々あります。それから、今日のワーキンググループの内容についても、資料を読んでいますが、私には判断しかねるものが多いです。ですが、盲ろう者の困難を訴えるため出席しました。盲ろう者はコミュニケーションが様々ですので、たくさん盲ろう者のコミュニケーション手段を書かせていただきましたが、これは良いのか悪いのか分からないので、後で教えていただければと思います。

あと、もう1つお願いです。盲ろう者は見えない、聞こえない状態は様々でして、自分で情報を得ることが困難です。そのため、現在、通訳・介助員により支援をいただいているわけですが、このことが県内の盲ろう者の方に伝わっていないということがあります。

友の会の会員になってくれている方、又は通訳・介助員の派遣登録をしている方は、通訳・介助員を派遣いただき、社会参加を果たしているところですが、この支援を利用しているのはほんの一部です。県内には盲ろう者の方が約800人住んでいますが、この中には、まったく社会に出ず、家に閉じこもっている方も多くいると思います。

私たち、友の会では、こういった方々の掘り起こしをしなければいけないと思っておりますが、 現在、個人情報保護の関係で、個々の御自宅を伺うことが難しいです。どこに、どなたが住んでい るのかまったく分からないので、こういった閉じこもった盲ろう者の方に対して、どのような方法 があるのか御教授いただきたいと思っております。以上です。

### 黒田構成員

愛知県難聴・中途失聴者協会の理事長を務めております黒田と申します。

私は、6歳の小学1年生の時までは聞こえておりましたが、薬の副作用で難聴となりました。

また、障害等級も2級ですので、ほとんど聞こえておりません。聞こえませんが、ある程度言葉 を覚えてからの失聴なので、このように話すことはできます。

コミュニケーションについては、いつも要約筆記者の派遣と、この磁気誘導ループという補聴援護システムを使わせていただいております。これは、マイクを通じて声だけが補聴器のT機能に入ってくるというものであります。また、要約筆記については、今日は2人の要約筆記の方が文字で書いていただいて、通訳してくれています。

先程、牧野様が話されていましたが、要約筆記者を呼んで総会を開かれたということで、要約筆記者2人がOHPを使って記録とおっしゃっておりましたが、これは間違いで、要約筆記は記録で

はなく、あくまで通訳です。その場で消えてしまうものですので、記録という言葉は使わない方が 良いと思います。

では、意思疎通支援の現状と課題について、事前に発言要旨を提出するよう県から依頼がありましたので、愛難聴という組織でまとめてみました。

まとめた結果、資料のとおり10項目という多さになってしまいました。これでも少ないくらいですが、今回は10項目にまとめてみました。また、皆様にきちんと御理解いただくためには、しっかりした根拠を示す必要があると思い、根拠も示しております。

まず、1つ目ですが、愛知県には「要約筆記者派遣事業実施要綱」というものが、未だに策定されていません。市町村では、派遣が必須事業となっており、この実施要綱は多くの市町村で策定されています。親である県が策定していないのは、由々しき事態だと思い、ここに挙げさせていただきました。要綱のひな型については、あいち聴覚障害者センターを通じて、既に県に提出済みですので、策定しようと思えば、速やかに策定できるのではと思っております。

次に2つ目です。この手話言語条例が策定されて、広く県民に周知することは非常に有意義だと思います。ですが、聴覚に障害がある方の中には、成人してから失聴される方や高齢難聴者も多いので、こういった人生の途中で聴力を失った中途失聴者や難聴者には、手話を覚える場所も必要であると思います。また、聞こえない立場で手話を学びに行くので、書いて伝える通訳が必要になります。そういった場が必要であることは、県の障害福祉課さんの方も理解していただいているようで、トータルコミュニケーション教室という手話や読話を学ぶための教室のために予算も計上いただいています。しかし、年間2時間×12回で、予算も年間わずか51,000円しかありません。月に2時間だけの教室で、手話等が習得できるかと言ったら完全に無理です。ですから、この事業にもう少し時間数の増加と予算の増額をお願いしたいと思います。

次に3つ目です、各市町村で要援護者支援台帳の整備がかなり進んでおります。黒田も登録しております。ところが、聴覚障害者というのは、そもそも情報が入りませんので、避難所に行っても情報を得ることができません。これについては、色々困っているという声を聞いています。ですので、県として、市町村の台帳における聴覚障害者について把握、調査することが必要だと思います。その上で、聴覚障害者に特化した安否確認や支援を行う必要があると痛感しているので、そういった体制整備をお願いしたいと思います。

次に4つ目です。高齢難聴者が増えておりまして、病院などにおいて、高齢難聴者の方で補聴器を付けている方をよく見かけます。補聴器を付けているが、診察の呼び出しなどが聞こえていない、検査方法が聞こえていないという現場をよく見かけます。ですので、高齢難聴者が安心して医療を受けたり、高齢者施設に入所できるように、総合的な施策が必要であると思います。私の知っている方で何名か普通の施設に入所していますが、例えば、放送があっても聞こえないので、取り残されるということが多々あるそうです。このようなことへの対応は、施設が責任を持って行うべきと思いますが、そこが抜け落ちているところがあります。このように、施設に入所している高齢の難聴者の方で情報を十分に得ることができていないという現状がありますので、そういったことも県で把握していただいた上で、対策をしていただきたいと思います。

5つ目です。これは、前回の障害者施策審議会で園田委員もおっしゃられていたことなのですが、 行政機関のプロモーションビデオ映像などには、字幕は必ず付いているべきであろうと思いますが、 付いていないものが多々あります。愛難聴の高年部では、裁判所や警察署を見学する計画を考えて おりまして、その中でビデオ鑑賞というのがあるそうです。警察署の機能を紹介するものだと思いますが、それには字幕が付いていないそうです。それでは、聴覚障害のある方は鑑賞することができませんので、そういったものにも字幕を付けていただくことを義務付けていただきたいなと思います。

次に6つ目です。医療・教育・福祉等の各分野における聴覚障害のある方への対応に配慮してい きただいたいということです。

次に7つ目です。相談事業における連絡方法は電話対応のみが多いので、聴覚障害のある方も相談できるように、FAXやメールで相談できる体制整備をしていただきたいということです。

次に8つ目です。様々な窓口対応や飲食店等の接客の際に、聴覚障害のある方には筆談をしていただきたいということです。

次に9つ目です。最近は配慮が進んできていますが、講演会などで手話通訳がつくことはあって も、要約筆記はつかないことがあります。手話通訳と要約筆記はペアでつけていただきたいという ことです。

最後の10項目です。これは、資料に記載させていただいたアからオまでを読んでいただければ お分かりになるかと思います。以上です。

# 亀井構成員

愛知県登録要約筆記者の会の執行部会計を務めております亀井と申します。

資料の「はじめに」に記載させていただきましたが、私どもの会は、まだ生まれたばかりの団体です。それまでは、長らく愛知県要約筆記連絡会という組織で、ボランティアとして活動をしておりました。平成23年に、新しいカリキュラムが決まりまして、その下で養成された者が要約筆記者として団体を作りました。未熟な組織ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

私どもが支援しているのは、聴覚障害者の方々、とりわけ手話ができない、人生の途中で難聴・ 失聴になられた方々を対象に、要約筆記という書いて伝える手段により通訳を行っておりまして、 日本語と日本語の通訳になります。

次に、現状と課題ですが、資料に記載したものをお読みいただければと思います。

今は、愛難聴さんとも連携し、支援をさせていただいております。一方、私どもは要約筆記者として、社会の様々な場面で通訳をさせていただいているわけですが、そうすると、個人対応ですので、その方の生活とか就労の場で深く関わることが多いです。そこで、見聞きしたことはとても貴重だと思います。守秘義務がありますので、具体的には伝えることはできませんが、そういった見聞きしたこと、感じたことを私どもからこの場で伝えさせていただくことにより、条例に活かしていただければと思います。

現在、就労の場では、聴覚障害のある方も活躍しております。表側から見ると、雇用率も上がってきて良いことのように見えますが、実態としては、差別や人権を否定されているようなことも見られます。そういったことを自己責任にしないで、この条例に盛り込んで、聴覚障害のある方が安心して生活していけるようにすることが大切であると思っております。

資料の現状と課題につきましては、そういった貴重な体験をこの4項目に記載させていただいて おります。以上です。

## 岡田構成員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田と申します。

愛知県自閉症協会・つぼみの会は、自閉症とその周辺障害の子どもを持つ親と支援者の会で、現在、愛知県で約550人の会員さんがおられます。私たちのこの会は、本人支援や家族支援、また支援してくださる方の普及啓発などを行っております。

私の子どもも重い知的障害を伴う自閉症でして、ほとんど言葉を持っていません。発達障害児者は、障害の特性が一人一人異なるため、中には意思疎通についてまったく不自由を感じない人から、言葉を使うことが苦手でもその人なりの様々な手段を使って意思疎通を行うことができる人、また私の子どものように他人に意思を伝えること自体が苦手で言葉を持たない人まで本当に様々です。

言葉を使って意思疎通することが難しい人たちは、意思疎通を図る前に、まず、その人とのコミュニケーションを図る必要があると思います。身振りや表情、行動など言葉ではないものから、実物、絵カード、文字、コミュニケーションカードやスケジュールなど、その人の分かる方法で、意思疎通し、その後に意思決定支援を図るのが良いと思います。最近ではITが進んできておりまして、voca、iPad、スマートフォン等を使うことにより、コミュニケーションや意思表示ができるようになってきた人もいます。

現状、言葉を使っての意思表示が難しい人たちは、家族、支援者が分かる範囲で、または推測して本人の意思を代理しているのではないかと思います。今後、全てのライフステージにおいて支援者、家族の理解を深めて、本人の意思疎通を図るために、愛知県の条例に障害特性に応じて必要な多様なコミュニケーション支援を加えていただくとともに、支援者の理解を進める必要があると思います。

閉会した先の国会では、発達障害者支援法の改正がとおりました。この改正の中には、様々な場面における本人の意思の確認が含まれております。条例を作るのは大変良いと思いますが、ぜひ多様なコミュニケーション支援を加えていただけると良いと思います。以上です。

## 宮川構成員

愛知県手話通訳問題研究会の宮川と申します。

まず、初めに、資料1のワーキンググループ構成のところに、支援者等と記載されていますが、 私たちは自身を支援者とは思っておりません。私たちの団体は、手話に関わる聞こえる人たちの団 体で、手話を始めて間もない方や手話通訳をやっている人まで様々な会員がいます。私たちは、愛 知県聴覚障害者協会と協力し合いながら、聞こえない人たちが豊かな生活を送ることができる社会 の実現を目指して運動しています。なので、支援者という意識は持っていないのです。

このたび、愛知県で手話言語条例を作っていただけるという話をいただいて、本日の資料を見させていただいておりますと、仮称として「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例」という名称を付けており、様々なコミュニケーション手段の普及が中心になるのかなと思っております。

そこで、一番初めに、手話言語と付けられた理由は何なのかということについて、県に伺いたいなと思っております。

また、意思疎通に関する現状と課題について、意見を出すということでしたので、それに沿って

考えてみました。意思疎通というのは、互いに考えていることを伝え、理解を得たり、認識を共有することとあります。当然、人間として生まれ、人間として生活していく、その時に、言葉というのはなくてはならないものであります。もし、言葉がなかったら、考えることも自分の気持ちをきちんとまとめて相手に伝えることもできないでしょうし、言葉には自分自身の行動をコントロールする役割もあるので、そういったこともできなくなります。このように、人として生きていくためには、言葉を獲得するということが大事であると考えています。

しかし、過去には手話は禁止されておりました。それは、国の考え方で、聾学校の中でも手話は禁止されてきました。当然、学校で手話が禁止されれば、親や兄弟などの家族は手話を使いませんし、手話を嫌うなど手話を遠ざけてきたということがあります。聞こえる人が多い国ですので、聞こえないということが良くない、聞こえることが良いことだという認識の下、聞こえる人たちに近づくような教育がなされてきたと受け止めています。その影響を受けて、聞こえない人の中には、言葉を獲得できていない人たちも多くいらっしゃいます。過去には、学校の中で、口話教育、声を出す音声言語、相手の口を読むといった訓練をしてきているわけですが、やはり日本語をきちんと獲得できない。また、みっともないから手話を使うなと言われてきたものですから、手話という言語を獲得することができなかった人たちが多くいらっしゃいます。

また、聞こえる人が偉いとか逆らってはいけないといった教育を受けてきたり、十分にコミュニケーションをとることができないということで、人との関係を作ることが苦手な人が多いです。

それともう1つ、手話は日本語に比べて劣っていると言われてきました。手話に対する偏見がずっとありました。このような状況下で、近年、法律の中で手話は言語であると明記されましたが何も変わってないと思っています。意思疎通というものを考える前提として、聞こえない人たちの第1言語となる手話を獲得する環境の整備、また、手話は日本語と対等な言語であると誇りを持つことが大切である。それがあって初めて、様々なコミュニケーション手段があり、それを保障する条例について検討していけるスタートラインに立つことができると思います。やはり、手話は日本語とは違う別の言葉です。日本の中では、そういったことがなかなか理解してもらえないという現状があると強く感じています。この手話言語条例の正式名称が何になるかは分からないですが、この条例ができた時に、聞こえない人たちができて良かったと少しでも実感できるようになれば良いと思います。以上です。

# 服部構成員

愛知県聴覚障害者協会の服部です。

愛知県聴覚障害者協会の県内の会員は、1,000人程度います。この協会は、聞こえない人たちの豊かな生活を送れるような運動を行っている団体です。他にも様々な事業を行っておりますが、メインとしては、聞こえない人の福祉向上につながる運動を行う団体です。

さて、座長の髙橋様から忌憚のない御意見をということでしたので、遠慮なく色々な意見を言わせていただきます。

今回のように、様々な障害者団体の方々が集まり、意思疎通支援等について話し合うのは非常に良いことだと思います。しかし、手話はコミュニケーションの方法の1つという意味だけではありません。今、宮川様が御発言されたように、聞こえない人は様々な背景から、日本語を読めない、書けないといった人たちが多くいらっしゃいます。例えば、市役所などから様々な通知がきますが、

それを読めない人がたくさんいるということです。そのような人にとって、手話は本当に言語でありますので、私たち聴覚障害者団体は、手話は言語であるということを強く求めたいと思います。

けれど、今回の資料を全て読ませていただきましたが、手話はコミュニケーション方法の1つといった印象を受けます。その辺りについて、工夫していただけると良いと思います。例えば、条例名についてですが、まだ仮称ということでした。私の案としては、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の2つを同時に作成した方が良いという意見を出させていただきます。

今、県レベルで手話言語条例と情報コミュニケーション条例の2つを同時に制定しているところはありませんので、愛知県で制定されれば全国初のものになると思います。髙橋座長の挨拶の中で、もっと素晴らしい条例を作りたい旨の御発言がありましたので、それにも結び付くものかと思っております。

愛知県聴覚障害者協会は、手話言語条例は手話を普及させるためだけのものでないと考えております。普及も大切ですが、手話を使うような環境整備をしていくことが大切だと思います。例えば、長野県の条例では、手話を使える環境整備がメインになっています。同じように愛知県でもこのような方向性で進んでいったら良いなと思います。

次に、意思疎通支援の現状と課題についてですが、私は一昨日手元にこれが届きました。協会には、たくさんの支部がありますので、もう少し早くいただいて、それぞれの支部等に送付し、それぞれの地域における現状や課題についてまとめて提出したかったですが、今回は時間的な余裕がありませんでしたので、私自身が分かる範囲でまとめさせていただきました。次にこのような機会がありましたら、時間に余裕をもっていただければありがたいと思います。私からは以上です。

#### 髙橋会長

ありがとうございました。

予想はしておりましたが、皆様それぞれ熱く語っていただいて時間が延長してしまいましたが、 これもやむを得ないことと思いますし、お互いの理解が少しは進んだのではないかと思います。こ の相互理解と課題の認識の上に、議論を進めてまいりたいと思います。

最後にですが、本日御欠席の安田構成員から意思疎通の現状と課題について御意見をいただいて おりますので、この件について、事務局からお願いいたします。

## 障害福祉課 岡田主査

安田構成員からいただいたコメントについて、事務局から発言させていただきます。

障害のある方々の自立と社会参加を考えるに当たっては、関わる人々や地域社会がその人のコミュニケーション特性を理解し、意思疎通を円滑に進めていけるように環境を整えていくことは、権利保障や人権にかかる重要なものととらえております。しかし、現状は、点字や手話、視覚的なサイン、視線や目の開閉、携帯端末の活用など、御本人の障害や疾患などの特性により、様々な手段があることは知られていないのが現状です。

今回の批准された障害者権利条約を始め、関連する障害者基本法や障害者差別解消法などの国内 法の趣旨を生かしていくためにも、より一層、このことに関する理解啓発や学習機会の保障、並び に、あらゆる場における情報コミュニケーション保障を地方公共団体が先頭に立って進めていくべ きものと考えています。特に、ろう者にとっては、自分たちの母語である日本手話が、初めて言語 として認められたことは画期的なことであり、ろう者と共に「手話を学ぶ」だけでなく、「手話から 学ぶ」「手話を通して学ぶ」ことを合言葉にしてきた私たちにとっても大きな喜びです。しかし、こ れは、ろう者やその御家族、あるいは、ろう者と共に歩んできた関係者にとってだけでなく、すべ ての人にとっても、意味あることであることなのか知っていただく必要があります。ろう者のおか れてきた社会的な立場、手話が言語として認められず、様々な社会的障壁にぶつかってきたろう者 の歴史などを、多くの人に知っていただくとともに、ろう者の母語である魅力的な日本手話へ興味 関心を持っていただく中で、言語としての手話をより多くの方に覚えていただいたり、使っていた だいたりすることが望まれます。

そうした基盤形成の中で、従来進められてきた手話通訳者の養成や公的機関への配置等がより一 層進み、誰にも安心できる共生社会が作られていくことを期待しています。以上です。

# 髙橋会長

ありがとうございます。

それぞれ御発言いただきましたことについて、内容など御確認したいことがありましたら、お伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議論「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例(仮称)について」に移らせていただきます。

では、事務局から説明をお願いします。

# 12 手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例(仮称)について

# 障害福祉課 岡田主査

それでは、資料2について説明させていただきます。

まず、1番目の条例制定の趣旨でございます。平成28年4月1日の愛知県障害者差別解消推進条例の全面施行に伴い、障害の有無にかかわらず、相互理解を得るために、手話などよる意思疎通の必要性が高まっていること。加えて、本県は、南海トラフを震源域とする大規模地震による被災が懸念されており、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時において、特に聴覚や視覚障害のある方への情報提供が課題となっており、こうしたことから、言語である手話を始めとして、点字や要約筆記等の意思疎通手段の一層の普及を図るため、条例整備を図ろうとするものであります。

次に、2番目の背景でございます。1つ目として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律、愛知県障害者差別解消推進条例の施行。2つ目として、東日本大震災を踏まえた大規模地震 被災時の意思疎通に関する課題。具体的には、避難所における生活等の場面で必要な配慮がされな かったこと、災害情報や避難情報がきちんと伝わらなかったことがあります。3つ目として、平成 28年3月までに全国全ての自治体において手話言語法制定を求める意見書が採択されたこと。

次に、3番目の他自治体における条例制定状況でございます。手話言語条例は、鳥取県、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県の6県で制定されており、手話の他要約筆記、点字等に対象を広げた条例は3市で制定されております。詳細については、資料4で説明させていただきます。

次に、4番目の条例の基本的考え方でございます。言語である手話及び意思疎通のための手段の 普及について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の役割を明らかにすること。手話及び意思疎 通のための手段の普及に関する施策の基本となる事項を定め、障害の有無によって分け隔てられる ことなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することです。

次に、5番目を飛ばして、6番目の対象とする意思疎通のための手段(案)としては、手話、要約筆記等の文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、平易な表現、音訳、代筆、代読、その他意思疎通の支援を図るための用具(重度障害者用意思伝達装置など)があります。

最後に、7番目の条例構成項目(案)としましては、資料3にたたき台がありますので、そちら を御覧ください。

続きまして、資料3の説明に移らせていただきます。

条例構成についてのたたき台であります。前文、目的、定義、基本理念、県の責務、市町村との連携、県民の役割、事業者の役割、施策の策定・推進等に関すること、財政措置に関することとしておりまして、構成項目ごとに記載していくことを枠内に記載しております。

続きまして、資料4の説明に移らせていただきます。

条例骨子の比較表です。1番左に条例の構成項目がありまして、左の鳥取県と長野県は、手話言 語条例、続く2市は、手話の他要約筆記、点字等に対象を広げた条例として、各項目に記載してあ る事項を比較した表となります。

続きまして、資料の5の説明に移らせていただきます。

平成28年5月12日開催の平成28年度第1回愛知県障害者施策審議会で、委員の皆様から15の御意見をいただきました。この15の御意見とそれに対する障害福祉課の回答を踏まえ、本日御検討いただきたいと考えております。

続きまして、参考資料1の説明に移らせていただきます。

意思疎通に係る支援事業実施体系と県内市町村の実施状況についてです。1番左に意思疎通の手段について記載しております。また、その右には、具体的に実施している項目を記載しております。項目ごとに、実施主体を、県、政令市・中核市、市町村に分けて丸を付しており、実施状況を併せて記載しております。

続きまして、参考資料2の説明に移らせていただきます。参考となる法律や条例など、関係部分を抜粋し、下線を引いております。

続きまして、参考資料3の説明に移らせていただきます。資料4の条例骨子比較表の県及び市の前文のみを、現状、歴史認識、県や市の固有の状況、条例制定の趣旨にそれぞれ分けて一覧表としております。

最後に、追加資料2です。資料2の6「対象となる意思疎通のための手段」の中に、重度障害者 用意思伝達装置の例として、視線入力というものがありますので、写真を付け、システムの構成と 使用方法を記載しております。説明は以上です。

#### 髙橋会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から資料の説明をしていただきました。条例構成や内容等について、御意見や御質問を伺わせていただきますが、本日御欠席の安田委員から条例構成について御意見をいただいておりますので、先にそれについて事務局からよろしくお願いします。

## 障害福祉課 岡田主査

障害福祉課岡田から安田構成員の御意見を代読させていただきます。

今回の条例たたき台案は、前段の内容を、愛知県として条例にすることで、理解啓発にとどまらず、様々な施策につながることが期待できるものと思い、大いに評価するところであり、障害の特性などに応じたコミュニケーション手段の多様性を認め、保障することにより、障害や疾病のある方々の社会的障壁を生み出さないような愛知県づくりを目指していただきたいと思います。

一方、手話言語条例が目指すものを、前文を中心に丁寧に書いていただいている手厚い配慮は分かりますが、そのことによって、全ての障害や疾病のある方々を対象としている前提が見えにくくなってしまっています。同時に、手話言語条例制定を目指そうとするろう者の思いにもより添えないものになっているところが残念です。

例えば、埼玉県は、今年すでに条例化していますが、これらを別々にして、分かりやすく県民に 提示しています。一つにまとめることを前提としないで、議論が深まることを期待しています。 以上です。

# 髙橋会長

ありがとうございました。

さて、それでは、皆様方の御意見を伺ってまいりたいと思います。いかがでしょうか。

# 宮川構成員

資料2の1「条例制定の趣旨」の4行目のところです。災害時において、特に聴覚や視覚に障害のある方への情報提供が課題となっているとあります。

確かに情報提供というのは課題になっております。また、災害が行った直後の近所の方々との助け合いというのが大切であります。私たちも常日頃から地域の方々と顔合わせすることでつながりを持つことが大切であるということ研修会などの中で言わせていただいているのですが、ろう者の方は、近所の方々に手話ができる人がおらず、つながりを作ることがとても難しいという現状があります。単に情報提供が課題になっているということだけでなく、このような現状を盛り込んでいただきたいと思います。

もう1つ、その下に、言語である手話を始めとして、点字や要約筆記等の意思疎通手段と並べられています。法律の中で、手話は言語であると規定はされておりますが、実際に手話を使う方々の生活は変わっていません。どのような意図でこのように記載しているのか。また、ここに記載しているので、条例の中にも盛り込んでいただけるとは思いますが、その際には、実際に手話を使っている人たちが、手話が言語であると実感できるような何かをしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。

#### 髙橋会長

ありがとうございました。

1つの論点になるのではと思います。この件について、事務局から何かございますか。

# 障害福祉課 保木井主幹

ただいま御意見いただきましたことについて、書きぶりの案などいただければ、それを前文に盛り込んでいくなどを検討してまいりたいと思います。

また、なぜ手話言語という言葉を用いたのかと言いますと、手話の歴史をきちんと認識した上で、 考えていかなければならないということが要因としてあります。

災害時における問題につきましては、御意見を踏まえ、案文を考えてまいりたいと思います。

## 髙橋会長

手話というのは単なるコミュニケーション手段ではなく、日本語や英語と同じ、1つの視覚的な 言語であるという認識だと思います。

日本人なのに日本語を喋ってはいけません、教えてはいけませんと言われてしまうと私たちは苦しくなってしまいます。これと同じような意味だと思います。手話は、日本語に代わるコミュニケーション手段ではなく、言葉そのものであるということが書かれていない、弱いのではないか。また、それに対応した様々な施策を打ち出してほしいという御意見だったかなと思います。

このことについては、自分自身が日本人であるにもかかわらず、日本語を禁止されて、育てられたような苦しさ、無念さというのを考えてみれば、共感できるのではないかと思います。

事務局からは、具体的な案があれば出してほしいということでありましたので、また御検討いただければと思います。今回はたたき台でありますので、今後更に充実したものになって、他の自治体から愛知県はすばらしいものを作ったなと言われるような誇れるものができればよいと考えております。

他にいかがでしょうか。

#### 黒田構成員

手話は言語であるという定義をこの条例の中に定めることはとても大切であると思います。

手話を知らない難聴、中途失聴、高齢難聴の方々などが日常生活の中で、どのようなコミュニケーション手段を使って、意思疎通を図っているかと言いますと要約筆記です。現在、私がここで受けている要約筆記は通訳です。技術が必要なことですから、一般の方と要約筆記で意思疎通を図ることはできません。では、具体的に、どのように意思疎通を図っているかと言いますと筆談です。そのため、筆談という言葉を、資料2の2「背景」の(1)の1つ目の丸の中にあります要約筆記の後にしっかりと明文化していただきたいと思います。実際に、社会生活上でコミュニケーションをとっているのは筆談ですので、しっかりと入れていただきたいと思います。併せて、資料2の6「対象とする意思疎通のための手段(案)」にも要約筆記の後に筆談という言葉を入れていただきたいと思います。

もう1つ、同じく資料2の6のところで、その他意思疎通の支援を図るための用具として、重度 障害用意思伝達装置と記載してありますが、難聴者や中途失聴の団体が行事を行う際には、必ず、 今使用しております磁気誘導ループを配備しております。現在、公共の建物にはあらかじめ天井や 床に埋め込むようなことをしていただいておりますので、ここに、「磁気誘導ループ」あるいは「補 聴援助システム」という言葉をぜひ入れていただきたいと思います。

## 髙橋会長

この条例では、少数者の多様性をいかに保障するのかがキーワードだと思いますので、皆様方に おかれましては、様々な立場から御意見をいただければと思います。

今のことについては事務局としてはいかがでしょうか。「等」という形で一括しないで、少し丁寧 に書いたらどうかという御意見だったと思いますが。

# 障害福祉課 保木井主幹

御意見をいただきましたので、中身について考えてまいりたいと思います。

## 髙橋会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

## 服部構成員

愛知県聴覚障害者協会と愛知県手話通訳問題研究会で、目的・定義について討議し作成させていただきました資料がございます。委員の皆様のお手元にありますでしょうか。

まだ、この資料について事務局から御説明していただいていないのですが、事務局から御説明い ただけるのでしょうか。

## 髙橋会長

では、事務局から、この資料について説明をお願いできますか。

## 障害福祉課 保木井主幹

この資料について、私から概要を説明した方が良いのか、それとも服部委員から御説明していただいた方が良いのかどちらでしょうか。

# 服部構成員

では、私から説明させていただきたいと思います。

この手話言語条例の前文を作るに当たって、非常に悩みました。この条例を制定に向けて、ただ 単に手話を普及するのではありません。

簡単にまとめさせていただきますと、愛知県においても、過去に人間として対等に扱ってもらえなかった高齢のろう者の方が多数いらっしゃいます。

ろう者は、また聞こえない子どもを産んでしまうと親などから思われ、避妊手術による断種をさせられてきました。そういったろう者の方が結婚し、高齢になり配偶者が亡くなった時、当然子どもはおりませんので、とても孤独になってしまいます。また、普通の老人ホームや介護施設に入っても、手話ができる人がおらず、手話を使ってコミュニケーションをとることができないので、寂しいままです。

このような方々を考え、手話によってコミュニケーションがとれるような環境を整えていくこと が必要であると思い、愛知県聴覚障害者協会と愛知県手話通訳問題研究会で、この前文を作りまし た。

後でゆっくり御覧になっていただき、前向きに考えていただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

# 髙橋会長

御意見だと思います。この件について、事務局としてはいかがでしょうか。

## 保木井主幹

いただきました御意見を参考に、案文に盛り込んでいきたいと考えております。

## 髙橋会長

審議会の会長とワーキンググループの座長として言わせていただきますと、このワーキンググループの位置付けというものがあります。

このワーキンググループは、審議会において目的や役割について明示した上で設置について承認いただいたものであり、本日事務局から提示されているこの案についても親である審議会の承認を得たものであります。

そのため、本質的にこの案を変えようとすると時は、このワーキンググループで勝手に変えることはできないと思います。本質的に変えていくとなった場合には、審議会の立場がなくならないよう、どのようにするかについて一度事務局と相談させていただきたいと思います。

ただ、服部構成員がおっしゃったことは当然のことだと思いますので、このことについては今後 考えていかなければならないと思います。

他の構成員の方からも服部構成員の今の御意見を踏まえ、御意見等ございませんでしょうか。

#### 木村構成員

私はあまり難しいことは分かりませんが、皆様の御意見を伺っていて1つ思ったことがございます。

手話言語条例という名称自体が障害者全体の差別に当たるのではないかということです。

本日の資料を見ると、「ろう者」と「ろう者以外」という文言が多く記載されており、どうしてなのかなと疑問に思います。条例名としては、コミュニケーション条例とした方がよいのではないかと思います。このことは、ADFの会議においても発言させていただいたものでありますので、よろしくお願いいたします。

# 髙橋会長

ありがとうございます。

このような御意見もありますね。他にいかがでしょうか。

# 西尾構成員

今の木村構成員の発言には全く同感でございます。

条例名は別としまして、財政的支援に関連して、重度障害者用意思伝達用装置をもっと具体的に

謳ってほしいと思います。装置ついては非常にたくさんの種類がございます。それを全て記載する 方が良いか、「等」でまとめてしまった方が良いのかは分かりませんが、この条例に具体的に謳って なければ財政的支援等の対象にならないのではないかと非常に懸念しております。

そのことについてどう考えるべきか、このワーキンググループで、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

## 髙橋会長

漏れなくということでした。条例だけを作るわけではないですよね。それに基づいて、何か取扱 要領のようなものを作成されると思いますが、その辺の行政的な取扱いについて説明していただけ ませんか。

# 障害福祉課 保木井主幹

条例を制定した後、どのような施策を展開していくかということについてですが、それぞれの県で障害者計画というものを策定しております。その障害者計画の中に、個別具体的な施策を記載しながら進行管理をしていくのが一つの方法かなと思います。他に、神奈川県の例を見ますと、障害者計画ではなく、手話言語の普及啓発に関する別の計画を策定し施策を行っていくという方法をとっております。

いずれにしましても、この条例が全てではなく、この条例から個別具体的な計画を策定し、施策 を展開いくという流れで御理解いただければと思います。

### 髙橋会長

「等」でまとめてしまうと、その他大勢という扱いになり軽視されるというわけではなく、他に も、具体的に記載して取組を推進していく方法もあるということだったかと思います。

他にいかがでしょうか。

## 亀井構成員

今まさに「等」についても御意見がございましたが、もう1つ、付け加えたらどうかという部分 がございます。

資料2の6のところで、「要約筆記等の文字の表示」とありますが、「要約筆記等の視覚情報」というのはいかがでしょうか。発達障害の方も、例えば、文字だけではなく図、表、絵などが必要と伺ったことがあります。要約筆記も同じく図や表で表すこともあります。文字としてしまうと限定されてしまうので、視覚情報にしたらどうかと提案させていただきます。

#### 髙橋会長

その辺も踏まえて、事務局で検討をお願いいたします。 他にいかがでしょうか。

### 岡田構成員

先程、西尾委員の御意見にも関係しますが、発達障害の方の支援ツールというのも重要でありま

す。それを条例上、「等」でまとめた方が良いのかは分かりませんが、条例が制定された後、そういった支援ツールが、当事者の家庭の状況により、使えたり使えなかったりしないよう、財政的な支援についてぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 髙橋会長

財政的支援にあわせて、それの啓発や周知というのも非常に大切かなと思います。その辺もしっかりと盛り込んでいければと思っております。他にいかがでしょうか。

## 宮川構成員

このワーキンググループの場においても構成員の皆様の母語は日本語だと思います。

手話を母語として使っているのは、聞こえない人の中でも一部の方だけであります。この場においても、そういった手話を母語として使っている人が限られている中で、手話言語条例について議論していくのはなかなか難しいことかなと思っています。そのため、服部構成員の御意見にもありましたが、やはり別々の条例にしてまとめていっていただいた方がよいのではないかと思っております。

手話を使う人というのは、聴覚障害のある人の中でも一部の人ですが、やはり言語として認めてほしいという気持ちがありますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

# 障害福祉課 保木井主幹

様々な御意見がありますので、それを考えていくことは当然のことと思います。

しかし、障害者基本法の中でも、手話だけを取り出して記載されているところはありません。また、権利条約の中でも、様々なコミュニケーション手段があり、手話もありますといった書き方がなされておりますので、なぜ、手話だけ取り出した条例を制定して、それ以外はコミュニケーション手段とまとめてしまうのかというところで議論が必要になってくるかと思います。

## 服部構成員

障害者権利条約第2条の中に、コミュニケーションのことがありますが、手話は言語であるという記載はしっかり分けられております。そうなると話が少し変わってくるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

## 髙橋座長

この件につきましては、一度事務局に相談したいと思います。

委員の皆様におかれましては、後ほど事務局に、それぞれの御意見を伝えていただき、それを踏まえて、事務局で検討していただきたいと思います。そして、次回検討結果を示して、再度皆様に御議論していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

# 黒田構成員

先程、座長さんの方から、このワーキンググループの上に障害者施策審議会があって、この場に おいて審議会と違った意見が出た場合は、審議会に了解を得る必要があるとおっしゃっていたと思 います。

先程から話に出ている手話言語条例とコミュニケーション条例を分けて制定していくとなった場合、審議会に了解を得ていかなければならないのかなと思ってお話を聞いておりましたが、この理解でよろしいでしょうか。

## 髙橋座長

その取扱いは、重要であると思います。

今のところは1つの条例でやっていこうと考えてきております。それを、2つの条例に分けてやっていくとなった場合、基本的な考え方が変わってきてしまうので、障害者施策審議会を再度開催する、あるいは開催しないにしても審議会委員の了解を得なければ、この話は進めることができないと会長・座長として考えております。

この件については、事務局と再度検討したいと思っておりますが、この場だけで議論していくのは、ワーキンググループの役割を超えているかなと思っております。

# 服部構成員

ちょっとイメージが掴めないので、教えていただきたいのですが、座長さんがおっしゃられたことは分かりますが、進め方は色々あると思います。

このワーキンググループで検討を進め、最終的にワーキンググループでまとめた案を施策審議会に示して、了解を得るということではいけないのでしょうか。その都度、施策審議会に示して了解を得る必要があるのでしょうか。これについて確認したいと思います。

# 髙橋会長

基本的に、このワーキンググループについては、設置要領がありまして、それが施策審議会で承認されて、その承認の下に設置されております。

この中には、1つの条例を制定していくという考え方で承認がされています。もし、これを2つの条例でということであれば、一番基本的なところが変わってしまうので、やはり何らかの形で施策審議会の了解を得る必要があると思います。それがルールだと思います。それについてはきちんとしなければ、皆様で協力し合って議論していくことができなくなるという心配がありますので、審議会も納得がいく形をとっていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

## 服部構成員

ありがとうございました。

これからの進め方ですが、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の2つで進めたいという 案を出させていただきました。この案について、施策審議会に出していただいて、もし了解がとれ れば、次回のワーキンググループでどうするかについて議論できるという理解でよろしいでしょう か。

### 髙橋会長

具体的な御意見の対応については、事務局と相談の上、進めていきたいと思います。

後ほど、事務局から詳細な説明があると思いますが、本日のたたき台をもとにして、皆様方から 条例構成案と記載事項の案について、事務局に文書でいただきたいという意向があるそうです。

これから、施策審議会、事務局、それからこれは知事が提案したものでありますので、知事の意向も考慮して進めたいと思います。もちろん、施策審議会は独立した機関でありますので、知事の意向に従うだけではありません。皆様が納得し合って、良い条例ができたと言えるようなものにしたいというのが会長であり座長である私の思いです。

## 服部構成員

ありがとうございました。

## 髙橋会長

では、まだ御意見がある方もおいでかもしれませんが、大分時間を過ぎてしまいましたので、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。

事務局から、構成員の皆様から出された意見を踏まえ、総括と課題の整理をお願いします。

# 障害福祉課 柴田補佐

本日は、1回目のワーキンググループということでありまして、大変長い時間ありがとうございました。

自己紹介に併せて、意思疎通の現状や課題について御発言いただきました。

障害種別や程度、その他場面場面におけるそれぞれの課題等について、それぞれの御立場から御 意見いただき、意思疎通の現状や課題について事務局を始め構成員の皆様にも共有していただけた のではないかと思っております。

障害の有無にかかわらず、お互いに理解し合い、地域の中で共に生活できる共生社会の実現が、 我々の目標であります。この条例の制定により、この目標に向けて取り組んでまいりたいと考えて おります。

本日、講演会や会議等の資料における配慮、金融機関や役所の窓口対応、今後予想される高齢難聴者の増加に係る施策の必要性など、様々な御意見をいただきました。本条例については、施策の大枠を定める理念条例とすることを想定しておりますので、細かな施策を条例に盛り込むということはありませんが、この条例の制定により、結果としてこういった課題1つ1つを解消していければと考えております。

今後の予定につきましては、6月23日に2回目のワーキンググループがございます。

2回目では、事務局から条例要綱案の提示をさせていただいて、その内容について御検討いただ きたいと考えております。

各構成員におかれましては、本日の総括と課題の整理を踏まえました条例構成と記載事項の案の 提出を依頼させていただきます。期限が短く大変恐縮ですが、6月9日(木曜日)までに事務局に 御提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

# 髙橋座長

6月9日までということで、なかなか大変だと思いますが、皆様よろしくお願いします。

今日色々とお話を聞いておりましたが、障害の種別によって抱えている課題は違うということで、相互理解が必要かなと思っておりました。目から鱗のような話もありました。そのため、そういった課題等について、他の構成員にもっと知ってもらいたいということがありましたら、次回、要点を絞って御説明いただければ、相互理解が深まり、良い条例につながっていくのではないかと思いましたので、よろしくお願いします。

また、様々なコミュニケーション手段が必要な様々な団体の方が集まったこういった会議を開催したというのは実は本日が初めてです。そういった点では、運営や資料等について、こういった点は不足しているだとか、支援が必要だということがあるかもしれません。もし、そういったことがありましたら、ぜひ事務局の方に言ってください。次回の会議がより良いものになり、円滑な運営につながると思いますので、その点についてもよろしくお願いします。

では、本日の会議はこれで終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

## 13 閉会 (渡辺補佐)

本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

なお、第2回目のワーキンググループは、6月23日(木曜日)に開催する予定としております。 追って開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本県の障害者支援施策の推進につきまして、引き続き御支援・ 御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

以上で、平成28年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを終了した。